

宿泊税導入自治体の税率設定の考え方

及び

制度見直しの検討状況

- | | | | |
|-----|---------|------|-------|
| I | 東京都 | VI | 福岡県 |
| II | 大阪府 | VII | 福岡市 |
| III | 京都市 | VIII | 北九州市 |
| IV | 金沢市 | IX | 長崎市 |
| V | 北海道倶知安町 | | (導入順) |

宿泊税導入自治体の税率設定の考え方

I 東京都

1 税率

1人1泊当たり宿泊料金	税 額
～ 9,999円	0円
10,000円 ～ 14,999円	100円
15,000円 ～	200円

2 税率設定の考え方（「宿泊税20年間の実績と今後のあり方」、東京都HP宿泊税Q&Aから）

- ① 観光振興財源であることから、修学旅行生やビジネス客を考慮して課税免除（1人1泊1万円未満の宿泊）を設けている。
- ② 宿泊料金に応じた負担の公平性に配慮しながら、100円と200円の簡素な税制度としている。

II 大阪府

1 税率

1人1泊当たり宿泊料金	税 額
～ 7,000円	0円
7,000円 ～ 14,999円	100円
15,000円 ～ 19,999円	200円
20,000円 ～	300円

2 税率設定の考え方〔平成28年度の導入時〕

（大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議資料「宿泊税制度の概要」から）

- ① 宿泊料金に応じ担税力を勘案しながら、納税者に著しく過重な負担とならないよう、また、東京都の税率等も参考にした。
- ② 特別徴収義務者の事務負担や納税者に対する分かりやすさという点から、税率は定額とした。

- ③ 宿泊料金の1%程度の額を目安に最低税率を設定するとともに、宿泊料金に応じ担税力を勘案し累進的に税率が上がるように段階的に税率を設定した。
- ④ 大阪府内のホテル等の平均的な1人1泊の宿泊料金が概ね1万円であったことから、この金額を上回る宿泊料金を支払う宿泊者については、一定の担税力があるものとし、当該宿泊に対して課税することとした。

3 制度の見直しの状況〔免税点の変更：令和元年6月施行〕

（大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議答申から）

- ① 法定外目的税であることから、税収規模については、「3. 観光振興施策（宿泊税充当事業）の検証と今後の方向性」においてめざすべき事業規模とした20億円程度に見合った制度とすること
- ② 税の公平性の観点から、適正な申告・徴収が可能であること。とりわけ、特別徴収義務者である宿泊事業者の負担や処理体制への配慮が必要であること
- ③ 税収に比して徴税コストが大きくなり過ぎず、簡素で分かりやすい制度とすること

- ④ 宿泊実態調査の結果、平均宿泊単価の分布において、ボリュームゾーンの下方シフトが確認され、宿泊者が最も多く利用しているビジネスホテルの平均宿泊単価が約7,200円であること
- ⑤ 実態調査の結果のうち、制度設計当時に調査対象としていた施設区分である旅館・ホテルのみを抽出した場合、平均宿泊単価は約7,200円となっていること
- ⑥ こうした要素を総合的に勘案し、本検討会議としては、免税点を7,000円程度に引き下げる手法が望ましいという結論に至った。

Ⅲ 京都市

1 税率

1人1泊当たり宿泊料金	税 額
～ 19,999円	200円
20,000円 ～ 49,999円	500円
50,000円 ～	1,000円

※課税免除あり

- ・修学旅行その他学校行事の参加者・引率者
- ・保育所等の行事に参加する満3歳以上の幼児

2 税率設定の考え方

（「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会答申」から）

(1) 免税点

- ① 東京都及び大阪府の事例では、宿泊料金1万円未満の宿泊については課税されないこととされている。
- ② 一方で、関係者ヒアリングにおいて、宿泊料金にかかわらず、すべての宿泊施設について、負担を求めているかどうかとの提案があった。
- ③ 宿泊客は、京都市での滞在時間が日帰り客よりも長く、行政サービスの受益の程度が大きいと考えられ、滞在中の消費額も多いことから、担税力が十分あるといえる。

- ④ また、宿泊施設に係る宿泊料金は様々であるが、低額な宿泊料金の宿泊客についても、京都市の行政サービスを一定程度享受していると考えられる。
- ⑤ これらのことから、すべての宿泊客に、広く負担を求めることが望ましく、免税点は設けるべきではないと考える。

(2) 税負担の求め方

- ① 税制度を構築するに当たっては、公平を基本とし、行政サービスに要する財源について、広く公平に分かち合うことが望ましいとされている。
- ② 宿泊客は宿泊料金にかかわらず、京都市の行政サービスを一定程度享受していることを勘案すると、低額な宿泊料金の宿泊客についても、広く薄く負担を求めるべきと考える。
- ③ また、負担能力の大きい人には、より大きな負担をしてもらうべきという垂直的公平との考え方からすれば、高額な宿泊料金の宿泊客については、その負担能力に見合った負担を求めるべきと考える。
- ④ 税額の計算方法の定め方については、東京都や大阪府は一定の宿泊料金の範囲を定めて、一律の税額とする方法を採用しているが、負担の公平の観点からすれば、宿泊料金に一定の割合を乗じる方法も考えられる。宿泊料金に食事代等が含まれている場合に、宿泊のみの料金をどのように割り出すかなど、実務的な課題もあるものと考えられる。

IV 金沢市

1 税率

1人1泊当たり宿泊料金	税 額
～ 19,999円	200円
20,000円 ～	500円

2 税率設定の考え方

- ① 課税の公平性の観点から、宿泊料金にかかわらず、宿泊客が受ける行政サービスに変わりがないとの考えから、免税点を設けずに全ての宿泊者に広く負担を求める。
- ② 特別徴収義務者となる宿泊事業者からの簡素でわかりやすい制度としてほしいとの要望を受け、特別徴収義務者の負担軽減の観点から、定額の税率とするほか、課税免除は設けないこととしている。
- ③ 併せて、高額な宿泊料金の宿泊者に対しては負担能力に見合った負担を求めることとして、宿泊料金に応じ、2万円未満は200円、2万円以上は500円の2段階の税率設定としている。

V 北海道倶知安町

1 税率

1人1泊、1棟1泊、1部屋1泊の
宿泊料金の2%

※課税免除あり

- ・幼稚園、小学校、中学校、高校等行事の参加者・引率者
- ・職場体験を行うもの

2 税率設定の考え方（「倶知安町の宿泊税に係る資料」から）

(1) 定率制の採用

- ① 宿泊税の検討を始めた当初から、宿泊事業者の方から「定率」を望む声があったが、当時は、北海道でも「観光税」の検討がされていたことから、北海道と倶知安町の両方で課税する場合、その課税方法が異なると特別徴収義務者である宿泊事業者が徴収時に混乱をきたすため、北海道が考えていた「定額制」に揃える必要があった。
- ② また、全国の先進地事例でも「定率制」が導入された実績もなく、消費税との兼ね合いからも定率制の導入は疑問視されていた。
- ③ しかし、本町の地域特性として、コンドミニアムの部屋貸しや戸建ての1棟貸しを行う宿泊施設も多く、そのような宿泊施設では、宿泊人数によって一人当たりの宿泊料金が異なってくることから、宿泊人数に応じた一人当たりの宿泊料金を算出しなければならず、特別徴収義務者の徴収手続きを簡素化するためにも、定率制の導入は好ましいことであった。

④ その後、北海道の「観光税」の検討が減速し、北海道と課税方法を揃える必要がなくなったことから、

ア もともと宿泊事業者の方から定率での要望があった

イ 税の三原則のひとつである「簡素」と倶知安町の地域特性に配慮した

ウ 倶知安町法定外税に係る有識者会議においても定率制での導入に同意を得た

これらを総合的に判断して定率制の導入を決定した。

(2) 税率2%の考え方

① 法定外税目の税率は、課税自主権に基づき、納税者にとって過重な負担にならない額で、各自治体がそれぞれの地域の実情や納税者の担税力に応じて、各自治体が独自に設定するものと解している。

② 本町が宿泊税を財源として取り組む5つの個別施策を実施する場合、概算で3億から4億円の事業費が必要になると推計し、その事業費に必要な財源確保として2%の税率で計算した宿泊税が必要になること、また、その場合、諸外国の宿泊税は1%から始まり、事業費に応じて経年で税率を順次引き上げていくことが通例となっているが、本町をはじめとして国内では、税率の引き上げには抵抗感があり、短期間での引き上げにならないように2%に設定した。

VI 福岡県

1 税率

1人1泊当たり宿泊料金	税 額	
	福岡市 北九州市	その他の 市町村
一律	50円	200円

2 税率設定の考え方（「福岡県観光振興財源検討会議報告書」から）

(1) 免税点

- ① 宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であることから、広く課税し公平性を確保することが適当である。
- ② 宿泊客は宿泊以外にも移動や物・サービスの購入等、様々な場面で消費しており、一定の担税力を有すると考えられる。
- ③ 以上のことから、免税点を設けないことが適当であると考えられる。

(2) 税率区分

- ① 宿泊客が享受する行政サービスの受益の程度は宿泊料金にかかわらず同等であることから、一律の税率で課税し公平性を確保することが適当である。
- ② 特別徴収義務者となることが想定される宿泊事業者等にとって簡素な制度とすることが望ましい。
- ③ 以上のことから、税率区分を設けず、一律の税率とすることが適当であると考えられる。

(3) 税率

- ① 新たな観光振興施策に要する事業の規模（約36億円）を確保することが可能であること。
- ② 東京都及び大阪府の最低税率（100円）や京都市及び金沢市の最低税率（200円）と比較し、納税者にとって過重な負担ではないと考えられること。
- ③ 以上のことから、税率については一律200円とすることが適当であると考えられる。

VII 福岡市

1 税率

1人1泊当たり宿泊料金	税 額	
	福岡市	福岡県
～ 19,999円	150円	50円
20,000円 ～	450円	50円

2 税率設定の考え方（「福岡市宿泊税に関する調査検討委員会報告書」から）

(1) 税率

- ① 税率（税額）については、税収額に大きく影響することから、今後必要となる観光振興策の事業規模を踏まえ検討する必要がある。
- ② 宿泊事業所へのアンケート等では、税率区分に関するものとして「日によって宿泊料金に変動があり、お客様への説明が困難であるため区分は設けないほうがよい。」や「区分を設けて増加する税収が僅かであるならば、税率は一律の税率とすべき。」といった意見のほか、「公平な課税のため、1万円以下に100円の区分を設け3区分とすべき。」や「安価な料金を望む宿泊客が多いため富裕層から徴収すべき。」といった様々な意見があった。

- ③ 福岡市では、M I C E 誘致に向けたホテルの誘致が進められており、ハイクラスのホテルが建設されるとともに、既存のホテルもリニューアルによりグレードの高い部屋が増えていく可能性があり、このような将来的な視点も踏まえつつ、比較的高額な宿泊料金を払える人には、垂直的公平性の観点からより負担してもらおうべきといった意見があった。
- ④ また、宿泊税導入先行自治体のうち、定額の税率を採用するすべての団体に税率区分が2段階から4段階で設けられているところである。
- ⑤ これらのことを踏まえれば、今後必要となる観光振興策の事業規模を勘案し、一定の税収を確保しつつ、比較的分かりやすくかつ宿泊料金の多寡を税率に反映することができる2段階の税率を採用することとし、また、その税率は同じ基礎自治体である京都市、金沢市の税率を踏まえ、以下の税率が適当であると考えます。

一人一泊について、宿泊料金が、2万円未満は200円、2万円以上は500円

(2) 免税点

- ① 免税点については、東京都及び大阪府においては、免税点を設け、一定の宿泊料金未満の場合、課税の対象とならない仕組みとしている。
- ② 一方、福岡市と同じ基礎自治体である京都市では、低額な宿泊料金の宿泊客についても、京都市の行政サービスを一定程度享受しており、すべて宿泊客に、広く負担を求めることが望ましいことから、免税点は設けないこととしており、金沢市においても同様に免税点を設けていない。
- ③ 福岡市においても、より住民に近い形で観光施策を行っているという共通点があることを踏まえれば、宿泊者は、行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点を踏まえ、広く負担を求めることが望ましいことから、免税点については、設けないこととするのが適当であると考えます。

Ⅷ 北九州市

1 税率

1人1泊当たり宿泊料金	税 額	
	北九州市	福岡県
一律	150円	50円

2 税率設定の考え方（「北九州市宿泊税に関する調査検討会議報告書」から）

- ① 応益性や公平性、宿泊事業者の事務負担軽減の観点から、税率（税額）は一律とし、免税点は設けない。また、高額な宿泊料金の部屋が少ないことから、当面は税率区分は設けない。
- ② 宿泊者の負担を考慮して、税率（税額）は福岡県と合わせて200円とする。

IX 長崎市

1 税率

1人1泊当たり宿泊料金	税 額
～ 9,999円	100円
10,000円 ～ 19,999円	200円
20,000円 ～	500円

※課税免除あり

- ・ 修学旅行等学校行事の児童、生徒並びに引率者
- ・ 部活動等のスポーツ大会、文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者

2 税率設定の考え方（「長崎市宿泊税に係る Q&A」から）

- ① 宿泊料金に対する宿泊者の負担率を考慮し、他都市を参考に、宿泊料金に対する税額の割合が概ね1.0%～2.5%程度になるように設定している。
- ② 目的税として応益課税（一定のサービスを享受することに対する課税）とともに、応能課税（納税義務者の支払能力に応じた課税）の考え方も加味して、宿泊料金に応じて3段階での税額認定とした。
- ③ また、免税点については、宿泊料金にかかわらず、宿泊者は行政サービスを一定程度享受しており、課税の公平性の観点から、広く負担を求めることが望ましいとの考えから免税点は設けていない。

宿泊税導入自治体における制度見直しの検討状況

1 東京都〔令和5年6月〕

- (1) 観光振興施策の推進を財政面から支えてきたこと、都税として十分に浸透していること、今後、施策を進めるにあたり引き続きその役割を果たしていくことが期待されていることを踏まえれば、課税の継続が適当
- (2) 観光産業振興費と宿泊税収との乖離の拡大や、高額な宿泊の増加、他自治体における宿泊税の導入など、創設当時と比べ宿泊税を巡る状況は変化していることから、税の公平性を確保する観点も踏まえ、課税のあり方について見直しを検討する必要性が生じている
- (3) しかし、新型コロナウイルス感染症やコストの上昇等により深刻な影響を受けた宿泊業界の状況等を踏まえると、当面は現行の課税方式を維持することが適当
- (4) 宿泊税の課税のあり方について、旅行需要の回復状況や観光産業を巡る状況、都における観光振興施策の展開等を踏まえつつ、引き続き検討

2 京都市〔課税免除の対象拡大：令和3年4月施行〕

宿泊税の課税免除について、新たに以下の施設の満3歳以上の幼児で、当該施設が主催する行事に参加しているもの及びその引率者を対象に加える。

- ア 保育所（保育所型認定こども園を含む。）
- イ 幼保連携型認定こども園
- ウ 家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設